

< 一般委託 >

市立諏訪小学校ほか1校雨水貯留槽等の点検・清掃等委託(一般委託)仕様書

市立諏訪小学校ほか1校雨水貯留槽等の点検・清掃等委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによ

1	目的	市立諏訪小学校ほか1校に設置されている雨水貯留槽の点検・清掃等を行い、設備の機能を維持すること。
2	履行期間	契約締結日から令和4年3月31日まで
3	施行場所	市立諏訪小学校ほか1校
4	業務内容	別紙のとおり
5	特記事項	別紙のとおり
6	関係法規	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・学校保健安全法第6条第2項 ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第4条の2(諏訪小) ・建築基準法第12条(設備点検)
7	資格要件	<p>本業務履行については、下記の資格を有すること。</p> <p>(1)神奈川県または横須賀市の産業廃棄物収集運搬業許可(汚泥)を有すること。</p>
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。
10	その他事項	<p>1. 本契約には、その場で修理調整が可能な軽易な補修を含む。ただし、費用が高むと思われる補修については、見積書を添えて教育委員会へ報告する。内容によっては教育委員会の指示により補修し別途精算するものとする。</p> <p>2. この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。</p>
11	監督員 連絡先	教育委員会教育総務部学校管理課 濱田 電話 822-8534

< 指示又は希望事項 >

<p>グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係</p>	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
---	---

市立諏訪小学校ほか1校雨水貯留槽等の点検・清掃等委託特記仕様書

下記の学校雨水施設等の点検・清掃及び調整等の保守を下記のとおり委託する。

1 目的 雨水貯留槽の点検・清掃等を行い、設備の機能を維持すること。

2 契約期間 契約締結日から令和4年3月31日まで

3 業務内容

(1) 諏訪小学校

履行場所:横須賀市小川町18番地 (電話822 - 0058)

【対象施設・点検・清掃等回数】

貯留槽・水槽等	回数
雨水貯留槽 (38.4 m ³)	1回
中水受水槽 (24.5 m ³)	1回

【点検・清掃等業務内容】

- (ア) 槽内等の周壁、低部の汚れ除去
- (イ) 槽内等パイプ類の錆び落とし、防錆措置
- (ウ) 地下式貯留槽、水槽等上の床面清掃
- (エ) 土砂等の排出(マニフェスト提出)
- (オ) 鉄製マンホールの蓋及び取付け枠の防錆塗装
- (カ) マンホールパッキンの効果点検(不良品の交換を含む)
- (キ) マンホール鍵の点検(注油及び不良品の交換を含む)
- (ク) 屋外の鍵の保護(水抜き穴のあるビニールで被覆し太輪ゴムで止める)
- (ケ) 貯留槽・水槽内等の水中ポンプの外観点検、錆び落とし
- (コ) 据え置きポンプ外観点検、錆び落とし
- (サ) ボールタップ・フート弁・感知棒等の点検
- (シ) 総合作動の確認
- (ス) 実容量の確認
- (セ) 建築基準法12条に基づく排水再利用配管設備の点検
- (ソ) その他清掃保守管理に必要なもの。
- (タ) 報告書の提出(作業前、作業後の写真添付)

【産業廃棄物の収集運搬】

清掃により生じた汚泥は、法律に基づき適正に指定の処分業者処理場まで運搬すること(運搬状況の写

真を報告書に添付)。マニフェストは、紙のマニフェストを使用すること。汚泥の処理は本業務に含まない。
また、詳細は別紙「産業廃棄物処理共通仕様書」による。

(2) 市立大塚台小学校

履行場所： 横須賀市池田町3 - 1 - 1 (電話830 - 5660)

【対象施設・点検・清掃等回数】

貯留槽・水槽等		計
雨水貯留槽	約 350m ³ (実容量約 250m ³)	1回
防砂槽(沈砂槽)	約 20m ³ (実容量約 14m ³)	1回
雑用水槽(中水槽)	約 10m ³ (実容量約 6m ³)	1回

【点検・清掃等業務内容】

- (ア) 槽内等の周壁、底部の汚れ除去
- (イ) 槽内等パイプ類の錆び落とし、防錆措置
- (ウ) 地下式貯留槽、水槽等上の床面清掃
- (エ) 土砂等の排出(マニフェスト提出)
- (オ) 鉄製マンホールの蓋及び取付け枠の防錆塗装
- (カ) 集毛器清掃
- (キ) マンホールパッキンの効果点検(不良品の交換を含む)
- (ク) マンホール鍵の点検(注油及び不良品の交換を含む)
- (ケ) 屋外の鍵の保護(水抜き穴のあるビニールで被覆し太輪ゴムで止める)
- (コ) 貯留槽・水槽内等の水中ポンプの外観点検、錆び落とし
- (サ) 据え置きポンプ外観点検、錆び落とし(ろ過ポンプ・加圧ポンプ含む)
- (シ) ボールタップ・フート弁・感知棒等の点検
- (ス) 総合作動の確認
- (セ) 実容量の確認
- (ソ) 建築基準法 12 条に基づく排水再利用配管設備の点検
- (タ) その他清掃保守管理に必要なもの
- (チ) 報告書の提出(作業前、作業後の写真添付)
- (ツ) ろ過タンク内ろ材の状況確認(写真を報告書に添付)

【産業廃棄物の収集運搬】

清掃により生じた汚泥は、法律に基づき適正に指定の処分業者処理場まで運搬すること(運搬状況の写真を報告書に添付)。マニフェストは、紙のマニフェストを使用すること。汚泥の処理は本業務に含まない。
また、詳細は別紙「産業廃棄物処理共通仕様書」による。

4 その他

- (1) 受託者は作業の安全性について、十分な措置を取らなければならない。作業中に発生した事故について、委託者はその責めを負わない。ただし、委託者に重大な過失があるときは、この限りではな

い。

- (2) 受託者が作業中、委託者又は第三者に損害を与えたときは、受託者はこれを賠償する責めを負う。
- (3) 作業日時等について学校と十分協議し、作業日程予定表を教育委員会へ提出すること。
- (4) 本契約には、その場で修理調整が可能な軽易な補修を含む。ただし、費用が高むと思われる補修については、見積書を添えて教育委員会へ報告する。内容によっては教育委員会の指示により補修し別途精算するものとする。
- (5) 委託代金は、委託業務完了後、速やかに支払うものとする。

横須賀市教育委員会教育総務部学校管理課

産業廃棄物処理作業 共通仕様書

[収集・運搬(積替なし)用]

本仕様書は、委託者（以下「甲」という。）から排出される産業廃棄物の収集・運搬に関して、次のとおり定める。

（目的）

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、甲から排出される産業廃棄物を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び関係法令に従って、適正に処理することを目的とする。

（委託内容）

第2条 乙は、自らの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを契約書に添付しなければならない。なお、許可事項に変更があったときも同様とする。

2 甲が、乙に収集・運搬を委託する産業廃棄物の種類及び予定数量は、次のとおりとする。

種 類 : 汚泥
数 量 : 別紙 予定数量のとおり

3 乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を、甲の指定する別紙の処分業者の事業場に搬入する。

4 乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行ってはならない。

5 乙は、第3項に指定する事業場以外では、甲から委託された産業廃棄物を処分するための保管を行ってはならない。また、第3項に指定する事業場において保管を行う場合は、法令に基づき、かつ、履行期間内に確実に処分できる範囲で行うものとする。

6 乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集・運搬業務を他人に委託してはならない。ただし、履行期間中に収集・運搬業務を他人に委託する必要がある場合、乙は、書面による甲の承認を得て、法令の定める再委託基準に従うことにより、収集・運搬業務を再委託することができる。この場合において、乙は、甲の要求があったときは、この再委託を乙の責任において解除しなければならない。

7 甲は、委託する産業廃棄物の収集・運搬にあたり、必要に応じて日時等を指示する。

8 乙は、甲又は甲の指定する職員の指示に従い、この業務を履行しなければならない。

9 甲は、産業廃棄物の搬出の都度、マニフェスト伝票に必要事項を記入し乙に交付する。

（義務と責任）

第3条 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報として、次の事項についてあらかじめ乙に提供するものとする。

- (1) 産業廃棄物の性状及び荷姿
- (2) 通常の保管状況での腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- (3) 他の廃棄物との混合等により生ずる支障
- (4) その他取扱う際に注意すべき事項

2 甲は、委託する産業廃棄物の収集・運搬に支障を生じさせるおそれのある物質が混入しないように注意する。万一混入したことを知り得たときは、直ちに乙に通知しなければならない。

第4条 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分施設における荷降ろし作業が完了するまで、法令に基づき適正に処理する責任を負う。この間に発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）が生じたときは、その原因が甲の責に帰すべき場合を除き、乙が責任を負う。

2 乙は、甲から委託された業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、

業務終了報告書は、マニフェストB 2票で代えることができる。

(検査等)

第5条 乙は、この業務が完了したときは、甲の指定する職員の検査を受けなければならない。

2 前項の検査の結果、不合格のものがあるときは、甲の指定する期日までに速やかに履行しなければならない。

(契約の解除)

第6条 甲、乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定又は法令の規定によりこの契約を解除することができる場合であっても、この契約に基づき甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理を乙が完了していないときは、当該産業廃棄物を甲乙双方の責任で処理した後でなければ、この契約は解除できない。

(協議)

第7条 この契約に定めのない事項並びにこの契約の各条項に疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲、乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

(仕様書第2条第3項関係)

処分又は再生を行う事業場

1 処分先(中間処分又は最終処分)

事業場の名称 : 田中石材土木株式会社
所在地 : 横須賀市佐島1丁目2番1及び長坂4丁目22番地
処分の方法 : 脱水
施設の処理能力 : 240 m³ / 8 h

上記の事業場中間処分の場合、以下について記載してください。

最終処分先 : 公共・民間工場において使用
保管場所の能力 : 土砂の堆積場面積 1,190 m²

2 再生先

事業場の名称 : 田中石材土木株式会社
所在地 : 横須賀市長坂4丁目22番地
再生の方法 : 混合
施設の処理能力 : 800 m³ / 8 h

(仕様書第3条関係)

適正処理に必要な情報の提供

- (1) 産業廃棄物の性状及び荷姿
- (2) 通常の保管状況での腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- (3) 他の廃棄物との混合等により生じる支障
- (4) その他取り扱う際に注意すべき事項

廃棄物の種類	性状	荷姿	腐敗・揮発等	混合等支障	その他 注意事項
有機性汚泥	泥状	泥状	あり	なし	なし

収集・運搬を委託する産業廃棄物（汚泥）の予定数量

施設名	汚泥数量（t）
諏訪小学校	0.8
大塚台小学校	1.0
計	1.8